

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付^{（注）}の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

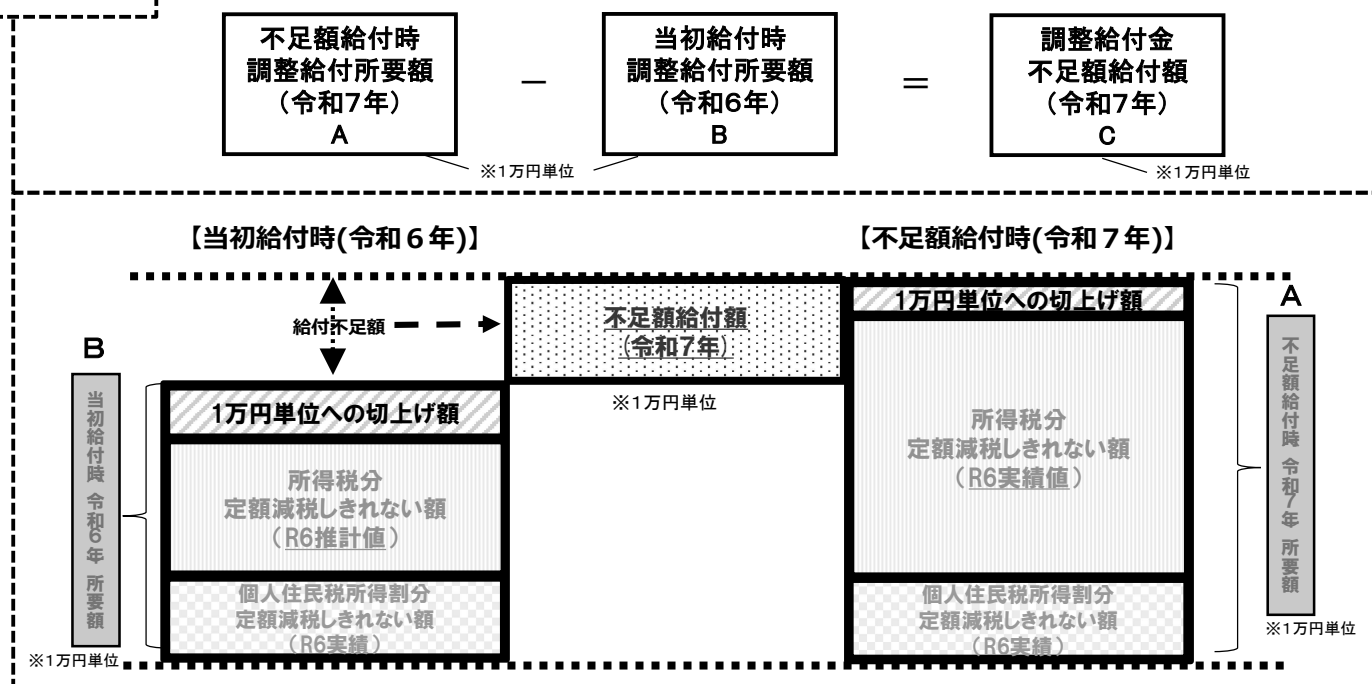
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、 本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

対象者の方には杉戸町(注)から「確認書」または「お知らせ」をお届けします。

(注) 令和7年度個人住民税課税団体

「支給のお知らせ」が届いた方

「支給確認書」が届いた方

下記のいずれかに該当しない場合は、 手続きは不要です。

- ・ 給付金を受給しない場合
- ・ 振込口座を変更する場合
- ・ 各数値について重大な相違を認める場合

■ 該当する場合は、お知らせに記載の日付けまでに、ご連絡ください。
※ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

【支給日】
問い合わせ期限の、約4週間後。

返信が必要です

【提出期限】

令和7年10月31日(金)

消印有効

■ 確認書の記載内容をご確認のうえ、
必要事項を記入し、本人確認書類と必要に応じてその他書類と一緒にご返信ください。

【支給日】

不備のない確認書を受理した日から、約4週間後。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

杉戸町

臨時給付金窓口



0480-34-7300

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)